（付録）　※本書各条項を参考に共同事業体の協定書を作成してください。

委託業務共同事業体協定書

（目的）

1. 当共同事業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）鳥取県発注に係る令和６年度「とっとり産業未来フェス」企画運営業務

（２）前号に付帯する業務

（名称）

第２条　当共同事業体は、　　　　　　　　　　　　　共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を　 　に置く。

（成立の時期及び存続期限）

第４条　当事業体は、本協定成立の日から、第１条に定める業務の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

２　当該委託業務を受託することができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び商号）

第５条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者）

所 在 地

商号

（構成員）

所 在 地

商号

（構成員）

所 在 地

商号

（代表者の商号）

第６条　当事業体は、　 を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び関係者と折衝する権限並びに契約の締結、委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第８条　各構成員は、委託業務契約の履行及びその他の委託業務の実施に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第９条　当事業体の取引金融機関を別途定め、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（解散後の責任）

第１０条　当事業体が解散した後においても、当該業務につき契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１１条　この協定書に定めのない事項については、構成員で協議の上定めるものとする。

（代表者商号）

　 　　　　　 　　　　　　　　　　　　外　 　　社は、上記のとおり

　委託業務共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　 　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、１通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

　　　年　　　月　　　日

　　　 　　共同事業体

（代 表 者）

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

（構 成 員）

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名

（構 成 員）

所 在 地

商 号

代表者又は受任者職氏名